

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 685 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 685 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 10 月 20 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 4 年 10 月 20 日（木） 午後 3 時～ 3 時 30 分

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	10 番	成田 正彦
	11 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	浅田 勲
	15 番	大嶋 英二
	16 番	加古 俊治
	17 番	鈴置 省悟
	18 番	深谷 幸子
	19 番	山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 685 回）

令和 4 年 10 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	現況証明願いについて	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	議案 1	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
9	議案 2	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について	
1 0	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
1 1	議案 4	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
 事務局 下谷 敏信
 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 685 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1 「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 7、報告第 6 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の計 5 件です。畑 6 筆、転用面積は 891.69 m²、転用目的はごみ置場及び駐車場がそれぞれ 1 件、宅地が 3 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 3 頁までの 7 件です。畑が 8 筆で、転用面積は合計で 680.76 m²、転用目的は住宅が 5 件、宅地が 2 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出させていただくもので、議案書 4 頁から 6 頁までの 5 件です。畑が 45 筆、田が 18 筆で、合計で 28,014.93 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 7 頁から 8 頁までの 5 件です。畑が 15 筆で、8,017 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 5 号『現況証明願について』ご説明します。

20 年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書 9 頁の 4 件、畑が 3 筆、田が 1 筆の合計で 557 m²の願い出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第6号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書10頁の1件です。畑が1筆で、合計で3,828㎡の届出がありました。

大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』4件を上程いたします。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書11頁から12頁までの愛知県知事の許可案件4件です。

1番の案件は、住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

2番の案件は、工場を建設する目的で転用するものです。農地区分は、インターチェンジより300m以内にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

3番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、2番の案件と同様に、第3種農地と判断することができます。

4番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、集落に接続して住宅が建築されるもので、10ha以上の一団の農地の区域内にあるものに該当しますので、第1種農地と判断することができます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の申請地は、土地造成は整地のみです。雨水は敷地内の集水柵で集水

後、北側の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにも、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

続いて、2番と3番の案件について、山口茂樹委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

2番と3番の申請地は、土地造成のため切土をします。雨水は、敷地内の側溝で集水し、北側の道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はございません。

(久野一弘 議長)

そのほかにも、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

続いて、4番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

4番の申請地は、土地造成のため切土をします。雨水は敷地内の最終柵に集水後、北側の道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はございません。

(久野一弘 議長)

そのほかにも、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

意見は無いようですので、議案第1号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第9、議案第2号『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について』3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について』であります。相続税納税猶予の特例の適用を受けてから20年目にあたり、利用状況の確認を税務署から求められています。議案書13頁から14頁までの計3件の申請で、畑が13筆、田が11筆で、合計で17,459㎡の申請が

ありました。全ての特例適用農地について、関係地区の委員さんに作付け・管理がされていることを確認いただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

1番の案件について、相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1番の特例適用農地には、水稻が作付けされ、適正に管理されておりましたので、相続税の納税猶予を受けることに特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

2番の特例適用農地には、水稻の作付けや肥培管理がされ、適正に管理されておりましたので、相続税の納税猶予を受けることに特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

3番の特例適用農地には、ぶどうやみかんが栽培され、適正に管理されておりましたので、相続税の納税猶予を受けることに特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第2号を採決します。

原案のとおり受理し、確認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり受理し、確認することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定について(利用権設定)』2件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書15頁の2件です。市外の方が2名で、畑が4筆の合計で2,759㎡の申請です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のあるとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(一括方式)』3件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。議案書16頁の3件です。

いずれも畑が9筆で、合計で11,310㎡の申請です。

市内の方が1名で、借り手の方は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。
以上を持ちまして、第685回総会を閉会します。